

第62期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

（ 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 ）

事業報告

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要・・・1ページ

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ

連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ

計算書類

株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・19ページ

個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20ページ

太洋工業株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただきたい事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下の
とおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保す
るための体制

- ① 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、企業倫理憲章及び
法令等遵守規程を定める。
- ② 取締役会は、内部統制システムの基本方針を策定し、取締役による内
部統制の実施状況について定期的及び随時に報告を受け、報告を指示
し、内部統制の実施状況を監督し、適宜、内部統制システムの基本方針
の見直しを行う。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、代表取締役社長の下、
各部門を担当する管掌役員、及び各部門長が迅速に遂行する。また、内
部牽制機能を確認するために、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程
等において、それぞれの権限、実行責任者の明確化及び適切な業務手続
きを定めるものとする。
- ④ 代表取締役社長は、取締役会が決定した本内部統制システムの基本方
針に基づく内部統制の整備及び運営に責任を負い、企業倫理憲章の内容
を当社の最優先課題とすること及びそのための内部統制の履践の重要性
を取締役及び従業員に周知徹底する。とりわけ、内部統制に係る情報の
伝達が従業員において正確かつ迅速に行われるような環境の醸成に努め
る。
- ⑤ 経営管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する
こととし、同部を中心に取締役及び従業員の教育等を行う。内部監査部
門は、経営管理部と連携の上、コンプライアンスの実施状況を監査す
る。これらの活動は定期的のみならず問題があれば速やかに取締役会に
報告するものとする。
- ⑥ 取締役は、コンプライアンス上の問題を発見した場合、遅滞なく監査
役に報告するものとし、取締役会においても報告するものとする。
- ⑦ 経営管理部は、従業員が直接報告することを可能とする内部通報シス
テムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行うものとする。

- ⑧ 従業員は、自らが担当する業務に関する内部統制手続きに習熟し、その実践に努めるとともに、担当業務に関して発生する内部統制上の課題、欠陥その他問題点の発見に努め、それらを統括する部門長に報告する責任を負う。
- ⑨ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断に取り組み、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するものとし、その旨を企業倫理憲章において定め、取締役及び従業員に周知徹底するとともに、それを実現するために必要な体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

各所管部署は、文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、リスクマネジメント規程に基づき、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、リスク管理統括担当部門において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定める。また、内部監査部門は、グループ各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的のみならず問題があれば速やかに取締役会に報告し、問題がある場合は取締役会において改善策を審議・決定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営目標を明確に設定し、その達成について、IT技術を活用した管理会計を導入し、これを活用した経営改善を全社的に検討することにより、業務の効率化を図る。

- ① 取締役及び従業員が共有する全社的な社内情報システムを情報システム部門が一元管理し、業務の効率化を図る。
- ② 取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

- ③ 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、事業部門毎の予算を設定する。
 - ④ 各部門を担当する管掌役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
 - ⑤ ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、月次の業績を取締役に報告する。
 - ⑥ 取締役会は、毎月、月次の業績結果をレビューし、各部門を担当する管掌役員に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。また、管掌役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループは、経理規程等の社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。
 - ② 子会社において、経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。
 - ③ 関係会社管理規程に基づき、子会社を管理する担当部門を置き、子会社の経営において自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループにおける経営の適正かつ効率的な運用を行うものとする。
 - ④ 当社取締役が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための社内体制を構築する。また、内部監査部門は、内部監査規程に基づき、子会社を含めた全部署を対象とした内部監査を実施する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、内部監査部門の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとして、監査業務を補助させることができる。

- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役、内部監査部門長等の指揮命令を受けないことを業務分掌規程に規定することでこれを徹底し、監査役の指示に基づきその業務を行うものとする。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、随時、報告を求めることができる。
- ② 監査役は、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社グループの取締役及び従業員に報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧することができる。
- ③ 当社グループの取締役及び従業員は、監査役に対して、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報システムによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。
- ④ 当社グループの取締役及び従業員は、監査役から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合、及びコンプライアンス違反事項を認識した場合には速やかに監査役へ報告を行うこととし、報告した者の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わないものとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換会を設ける。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、経営会議に出席することができる他、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役及び従業員に対しその説明を求めることができる。
- ③ 監査役は、監査の実施に当たり、必要に応じて外部の専門家を独自に起用することができ、その費用は会社が負担するものとする。
- ④ 監査役は、会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行う等緊密な連携を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、管理部門(監査室・経営管理部)と事業部門(営業部門・製造部門等)に分かれており、これにより管理部門と事業部門との内部牽制及び内部管理機能の強化を図るとともに、事業部門内の各部門間においても内部牽制及び内部管理体制が充実した組織の下で、以下の取り組みを行いました。

(1) コンプライアンス体制について

取締役会の諮問機関として、コンプライアンス委員会を開催し、当社グループにおけるコンプライアンス体制の強化を図りました。また、当社グループの統一した行動規範としてコンプライアンスマニュアルを定め、当社グループの取締役及び従業員に周知徹底することで、コンプライアンスに対する意識向上と、法令及び定款を遵守するための取り組みの推進を図っております。さらに、内部通報規程に基づき、社内の内部相談窓口、監査役を窓口とする監査役相談窓口及び弁護士事務所を窓口とする社外相談窓口を設置、運用しており、不正行為の早期発見と是正に努めております。

(2) リスクマネジメントシステムについて

リスクマネジメント規程に基づき、当社グループに大きな影響を及ぼすリスクを抽出し、取締役会において、リスクマネジメント目標を決議いたしました。その目標に対する対策を各部門において検討し、リスクに関する課題解決のための取り組みを行いました。

(3) 内部監査体制について

内部監査計画書に基づき、当社の子会社を含めた全部署を対象に業務監査を実施し、その監査結果について取締役会に報告いたしました。また、内部監査の指摘事項については、内部監査時に改善実施状況をチェックすることで、改善策の有効性と確実な実行が徹底されていることを確認いたしました。

(4) 財務報告に係る内部統制について

財務報告の信頼性に関する評価及び各部門における業務プロセスの運用状況について、策定した実施計画に基づいて検証を行い、取締役会に報告いたしました。

(5) 監査役職務執行について

監査役は、取締役会に出席し議事運営及び決議内容等の監査を実施した他、会計監査人の監査結果等について、会計監査人と情報交換を行いました。また、常勤監査役は経営会議をはじめとする社内の重要な会議に出席し、各部門長より事業の現況の報告を受け、内部監査部門及び内部統制部門と連携をとり、監査を実施いたしました。

連結株主資本等変動計算書

（2021年12月21日から
2022年12月20日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年12月21日期首残高	807,272	930,572	791,106	△99	2,528,851
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	7,926	7,926			15,853
剰余金の配当			△29,519		△29,519
親会社株主に帰属する 当期純利益			39,764		39,764
自己株式の取得				△17	△17
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	7,926	7,926	10,244	△17	26,080
2022年12月20日期末残高	815,198	938,498	801,351	△116	2,554,931

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算勘定	その他の包括 利益累計額合計		
2021年12月21日期首残高	27,409	29,868	57,277	31,525	2,617,654
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					15,853
剰余金の配当					△29,519
親会社株主に帰属する 当期純利益					39,764
自己株式の取得					△17
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	15,613	10,556	26,169	△2,779	23,390
連結会計年度中の変動額合計	15,613	10,556	26,169	△2,779	49,471
2022年12月20日期末残高	43,023	40,424	83,447	28,746	2,667,125

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	株式会社ミラック TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 太友（上海）貿易有限公司

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

2021年12月21日付で当社を存続会社とし、当社の連結子会社であったマイクロエンジニアリング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行ったことにより、マイクロエンジニアリング株式会社は当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社であるTAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. の事業年度の末日は10月31日であり、太友（上海）貿易有限公司の事業年度の末日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. は同決算日現在の計算書類を使用し、太友（上海）貿易有限公司は11月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結会計年度の末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、国内連結子会社である株式会社ミラックの事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外の 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
もの 売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法によっております。

ハ、棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品・仕掛品

基板検査機・鏡面研磨機 個別法に基づく原価法によっております。

・産業機械

その他

主に総平均法に基づく原価法によっております。

原材料及び貯蔵品

基板検査機

移動平均法に基づく原価法によっております。

その他

総平均法に基づく原価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ、有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法、また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定率法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社が1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～45年

機械装置及び運搬具 5～11年

ロ、無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、製品保証引当金

販売済み製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。

ハ、役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、2018年3月16日開催の第57期定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を行うことを決議いたしました。なお、支給の時期については取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、支給の方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することとなっております。このため、当該制度廃止までの在任期間に対応する支給見込額については、役員退職慰労引当金に計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ、主要な事業における主な履行義務の内容

電子基板事業においては、主にFPCの製造・販売を行っており、テストシステム事業においては、主に基板検査機の製造・販売を行っております。また、鏡面研磨機事業においては、主に円筒鏡面研磨機の製造・販売を行っており、産機システム事業においては、主に産業機械の製造・販売及び仕入・販売を行っております。

ロ、履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

電子基板事業のFPCの国内販売については、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。テストシステム事業、鏡面研磨機事業及び産機システム事業の機械装置については、原則として機械装置を納入して顧客が検収した時点で収益を認識しております。その他の輸出販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスクが顧客に移転した時に収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の事業年度末日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分を含めて計上しております。

ロ. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役役に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

また、「8. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「作業くず売却益」(前連結会計年度14,039千円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 37,253千円

(繰延税金負債と相殺前の金額は41,591千円であります。)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、翌連結会計年度の課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌連結会計年度の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる翌連結会計年度の事業計画における主要な仮定は、顧客獲得数やセグメント別粗利益率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提となる条件や仮定に変更が生じ、課税所得の見積額が減少した場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、収束までの見通しが不透明な状況が続いており、適正かつ合理的に算定することは困難であります。翌連結会計年度以降、新型コロナウイルス感染症対策の規制緩和等により、経済活動も緩やかに回復するものと仮定して固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響は不確実性が高いため、今後の状況によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 割賦払いによる所有権留保資産及び設備関係未払金残高

所有権が留保されている資産	
機械装置及び運搬具	122,289千円
その他有形固定資産	6,720千円
設備関係未払金残高	
その他流動負債	55,987千円
長期未払金	89,333千円

(2) 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額	
機械装置及び運搬具	28,795千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

2,610,478千円

(4) 偶発債務

当社は、在外連結子会社TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. への出資に関して、TD CONSULTING CO., LTD. の出資額2,844千円（720千パーツ）及びSathinee CO., LTD. の出資額1,185千円（300千パーツ）について保証を行っております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式 普通株式	5,910,100株	41,500株	一株	5,951,600株
自己株式 普通株式	6,182株	44株	一株	6,226株

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加41,500株は、譲渡制限付株式の付与に伴う新株式発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加44株は、単元未満株式の買取りによるものです。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2022年3月17日開催の第61期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	29,519千円
・1株当たり配当金額	5円
・基準日	2021年12月20日
・効力発生日	2022年3月18日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年3月17日開催予定の第62期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	17,836千円
・1株当たり配当金額	3円
・基準日	2022年12月20日
・効力発生日	2023年3月20日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に基づき資金計画を策定し、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製品の輸出取引等から生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式並びに満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、当社グループにおいて支払手形を発行していないため、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となります。また、商品の輸入取引等から生じる外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

借入金のうち短期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金及び長期未払金は、主に設備投資を目的としたものであります。なお、長期未払金は固定資産の割賦購入によるものであり、最長5年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い営業債権について、各事業部門における営業管理部署が主要な取引先毎に定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、一部海外での取引がありますが、外貨建て取引については取引額が少額なため、為替の変動リスクは回避しておりません。また、変動金利の借入金については金利の変動リスクに晒されておりますが、経済情勢及び金融情勢等を鑑み資金調達を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の経営状態を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しております。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 有価証券及び投資有価証券（※2）			
満期保有目的の債券	160,000	161,706	1,706
その他有価証券	201,331	201,331	—
資産計	361,331	363,037	1,706
① 長期借入金（※3）	728,804	728,033	△770
② 長期未払金（※4）	161,830	158,875	△2,954
負債計	890,634	886,909	△3,725

※1 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 市場価格のない株式等は、「①有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	33,000千円

※3 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

※4 1年内返済予定の長期未払金は、長期未払金に含めております。

(3) 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時 価			合 計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	201,331	—	—	201,331
資産計	201,331	—	—	201,331

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時 価			合 計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	161,706	—	161,706
資産計	—	161,706	—	161,706
長期借入金	—	728,033	—	728,033
長期未払金	—	158,875	—	158,875
負債計	—	886,909	—	886,909

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

長期借入金及び長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は割賦契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、和歌山市において遊休不動産（土地）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
143,870	163,946

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	電子基板事業	テストシステム事業	鏡面研磨機事業	産機システム事業	
売上高					
F P C 製造	2,343,766	—	—	—	2,343,766
F P C 委託量産	319,847	—	—	—	319,847
機械装置	—	259,065	204,550	162,696	626,311
その他	—	136,433	113,427	85,731	335,592
顧客との契約から生じる収益	2,663,613	395,498	317,977	248,428	3,625,517
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,663,613	395,498	317,977	248,428	3,625,517

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(5) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、「流動負債」の「その他」に含まれております。当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は37,959千円であります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	900,534
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	669,420
契約負債（期首残高）	46,509
契約負債（期末残高）	100,719

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点における未履行の履行義務残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	621,232
1年超	135,500
合計	756,732

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 443円77銭

(2) 1株当たり当期純利益 6円70銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
和歌山県 和歌山市	基板検査機製造設備	建物及び構築物	220
		その他有形固定資産	2,643
		土地	300
大分県 国東市	エレクトロフォーミング加工品製造設備	機械装置及び運搬具	667

当社グループは、原則として、事業用資産については事業セグメント単位を基準としてグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、土地については主として不動産鑑定評価額を基に算定した金額により評価しております。

株主資本等変動計算書

(2021年12月21日から
2022年12月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本計 合	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金計	自己株式			株主資本計 合
		資本準備金	資本剰余金	資本計	利益準備金	利益剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
2021年12月21日期首残高	807,272	930,572	930,572	10,412	748,955	759,368			△99	2,497,113		
事業年度中の変動額												
新株の発行	7,926	7,926	7,926							15,853		
剰余金の配当						△29,519	△29,519			△29,519		
当期純利益						39,616	39,616			39,616		
自己株式の取得									△17	△17		
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	7,926	7,926	7,926	-	10,096	10,096			△17	25,932		
2022年12月20日期末残高	815,198	938,498	938,498	10,412	759,052	769,465			△116	2,523,045		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額	評価・換算 差額等	
2021年12月21日期首残高	27,409	27,409	2,524,523
事業年度中の変動額			
新株の発行			15,853
剰余金の配当			△29,519
当期純利益			39,616
自己株式の取得			△17
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	15,613	15,613	15,613
事業年度中の変動額合計	15,613	15,613	41,545
2022年12月20日期末残高	43,023	43,023	2,566,069

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
- ③ その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法によっております。
- ④ 棚卸資産
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
商品及び製品・仕掛品
基板検査機・産業機械 個別法に基づく原価法によっております。
その他 総平均法に基づく原価法によっております。
原材料及び貯蔵品
基板検査機 移動平均法に基づく原価法によっております。
その他 総平均法に基づく原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 7～45年
機械及び装置 5～11年
- ② 無形固定資産 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

販売済み製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額（自己都合退職による期末要支給額）に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、2018年3月16日開催の第57期定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を行うことを決議いたしました。なお、支給の時期については取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、支給の方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することとなっております。このため、当該制度廃止までの在任期間に対応する支給見込額については、役員退職慰労引当金に計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 主要な事業における主な履行義務の内容

電子基板事業においては、主にF P Cの製造・販売を行っており、テストシステム事業においては、主に基板検査機の製造・販売を行っております。また、鏡面研磨機事業においては、主に円筒鏡面研磨機の販売を行っており、産機システム事業においては、主に産業機械の製造・販売及び仕入・販売を行っております。

ロ. 履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

電子基板事業のF P Cの国内販売については、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。テストシステム事業、鏡面研磨機事業及び産機システム事業の機械装置については、原則として機械装置を納入して顧客が検収した時点で収益を認識しております。その他の輸出販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスクが顧客に移転した時に収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- ② 関連する会計基準等の定めが 当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役
明らかでない場合に採用した会 役に支給した報酬等については、対象勤務期間にわた
計処理の原則及び手続 って費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識していた取引について、主たる責任、在庫リスク、価格決定権等の有無から顧客への財又はサービスの提供における役割を判断した結果、当社の役割が本人ではなく代理人に該当する取引については、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、売上高及び売上原価は、当事業年度において296,781千円、それぞれ減少しております。なお、当事業年度において、売上総利益以下の各段階損益への影響はなく、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として独立掲記しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記(時価の算定に関する会計基準等の適用)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「前渡金」(前事業年度2,597千円)は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「作業くず売却益」（前事業年度13,753千円）は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。また、前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「債権売却損」（前事業年度3,309千円）は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 35,207千円

(繰延税金負債と相殺前の金額は39,545千円であります。)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、収束までの見通しが不透明な状況が続いており、適正かつ合理的に算定することは困難であります。翌事業年度以降、新型コロナウイルス感染症対策の規制緩和等により、経済活動も緩やかに回復するものと仮定して固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響は不確実性が高いため、今後の状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 割賦払いによる所有権留保資産及び設備関係未払金残高

所有権が留保されている資産

機械及び装置 122,289千円

工具、器具及び備品 6,720千円

設備関係未払金残高

未払金 55,987千円

長期未払金 89,333千円

(2) 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額

機械及び装置 5,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

2,469,052千円

(4) 偶発債務

当社は、在外連結子会社TAIYO TECHNOLEX(THAILAND)CO.,LTD.への出資に関して、TD CONSULTING CO.,LTD.の出資額2,844千円(720千パーツ)及びSathinee CO.,LTD.の出資額1,185千円(300千パーツ)について保証を行っております。

(5) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	85,291千円
短期金銭債務	36,365千円
7. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
売上高	216,212千円
仕入高	14,062千円
その他の営業取引高	25,204千円
営業取引以外の取引高	2,652千円
8. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度末における自己株式数	
普通株式	6,226株
9. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
繰越欠損金	70,921千円
退職給付引当金	146,250千円
役員退職慰労引当金	50,133千円
貸倒引当金	4,201千円
棚卸資産評価損	47,776千円
投資有価証券評価損	8,055千円
関係会社株式評価損	34,408千円
減損損失	114,912千円
減価償却超過額	5,618千円
未払社会保険料	6,982千円
その他	16,540千円
繰延税金資産小計	505,802千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△61,420千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△404,836千円
評価性引当額小計	△466,256千円
繰延税金資産合計	39,545千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△561千円
その他有価証券評価差額金	△3,775千円
繰延税金負債合計	△4,337千円
繰延税金資産の純額	35,207千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注) 4	科 目	期末残高 (注) 4
子会社	株式会社 ミラック	100.0%	当社が販売する鏡面 研磨機の製造 当社仕入商品の販売 役員の兼任2名 従業員の出向 資金の貸付 土地の賃借	当社仕入商品 の販売 (注) 1	9,844	売掛金	65
				商品仕入 (注) 1	-	買掛金	34,461
						前渡金	55,319
				-	-	関係会社 長期貸付金 (注) 2	230,000
利息の受取 (注) 3	2,299	その他 流動資産	126				
子会社	TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO.,LTD.	49.0%	当社が製造する製品 の販売及びサービス ・サポート 商品の仕入 役員の兼任2名 従業員の出向 資金の借入	当社製品 の販売等 (注) 1	145,914	売掛金	13,762
				商品仕入 (注) 1	1,561	買掛金	360
				資金の借入 (注) 3	30,000	関係会社 短期借入金	30,000
				資金の返済	30,000		
				利息の支払 (注) 3	299	未払費用	41
				販売手数料 の支払 (注) 1	34	未払金	34

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注) 4	科 目	期末残高 (注) 4
子会社	太友（上海） 貿易 有限公司	100.0%	当社が製造する製品の販売及びサービス・サポート 商品の仕入 資金の貸付 メンテナンス業務の委託	当社製品の販売等 (注) 1	60,453	売掛金	14,452
				商品仕入 (注) 1	11,758	買掛金	1,468
				資金の返済	10,000	関係会社 短期貸付金	—
				利息の受取 (注) 3	52	—	—
				メンテナ ンス業務委託 (注) 1	21,569	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、一般的取引と同様に決定しております。なお、商品仕入について、当社が代理人に該当する取引については取引金額に含めておりません。
2. 株式会社ミラックへの貸付金に対し10,000千円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度において5,000千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
3. 資金の貸付及び資金の借入については、市場金利を勘案し、合理的に利率を決定しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 10. 収益認識に関する注記 (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 431円61銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 6円68銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
和歌山県 和歌山市	基板検査機製造設備	建物	220
		工具、器具及び備品	2,643
		土地	300
大分県 国東市	エレクトロフォーミ ング加工品製造設備	機械及び装置	667

当社は、原則として、事業用資産について事業セグメント単位を基準としてグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、土地については主として不動産鑑定評価額を基に算定した金額により評価しております。